物件調査業務委託特記仕様書

第１　適用

本特記仕様書は、令和８年度物件調査業務委託に適用する。

第２　目的

山田 28-4 を事業用地として取得するに当たり、当該土地内に存する全ての建物を対象に、建物の物件補償に係る費用の算出及びこれに必要となる一切の調査業務を実施するものとする。

第３　提出書類

受託者は、受託業務契約に基づく着手届、管理技術者届、管理技術者経歴書、工程表、委託業務完了届、成果品調書を作成し、本町職員に提出し、承認を得なければならない。

第４　諸法令の遵守

受託者は、調査に当たり諸法令を遵守し、調査の円滑を図ると共に、諸法令の運用、適用は、受託者の責任において行わなければならない。

第５　守秘義務、個人情報の保護

受託者は、受託業務作業上知り得た秘密を外に漏らしてはならない。

第６　一般共通事項

本特記仕様書に記載のない事項については、物件調査等標準仕様書（直近版大阪府都市整備部用地課）に準ずる。

第７　アスベスト調査

アスベスト調査に伴う試験体の採取及び分析については、本業務の必要となる試験体の採取・分析に要する一切の費用を含んでいる。

第８　打合せ

受託者は、作業着手時、中間、納品とりまとめ時に本町職員と打合せを実施し、作業の進捗に支障のないようにするものとする。また、第１回打合せ及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこと。

第９　成果品

提出成果品の内容は物件調査等標準仕様書（直近版　大阪府都市整備部用地課）によるものとする。成果品及び報告書は、編集可能な電子データを PDF データと共に CD-ROM にて提出すること。

成果品提出部数　　正副各１部